



税理士法人 昂

〒860-0801 熊本市中央区安政町8-16村瀬海運ビル6階
TEL.096-342-6307 FAX.096-342-6308 HP. www.yamane-tax.net

☆ SUBARU TIMES ☆ 12月号

まだ間に合う個人の節税対策

今年もいよいよ残すところあと1ヶ月となりました。年が明ければ、あっという間に確定申告の時期になります。今回は、今からでも間に合う個人の節税対策をいくつかご紹介していきます。

保険を使った所得税の節税

1. 小規模企業共済

月々の掛金は1,000円から7万円まで500円単位で自由に設定が可能で加入後も増額・減額できます。確定申告の際は、掛金の全額を「小規模企業共済等掛金控除」として所得控除できます。最高額の月7万円を毎月支払うと7万円×12ヶ月で年間84万円の所得圧縮効果があります。

共済金は、退職・廃業時に受け取り可能です。満期や満額はありません。共済金は一時金又は年金として受け取ることとなります。一時金受取りの場合は退職所得扱いに、年金受取りの場合は、公的年金等の雑所得扱いとなり、税制メリットもあります。

もちろん途中解約（一時所得）も可能ですが、納付期間が20年未満の場合、支払った掛金が目減りするので、注意が必要です。



2. 中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）

中小企業倒産防止共済は、取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度です。無担保・無保証人で掛金の最高10倍（上限8,000万円）まで借入れでき、掛金は損金または必要経費に算入できる税制優遇も受けられます。

月々の掛金は5,000円から20万円まで自由に設定が可能で加入後も増額・減額できます。

共済契約を解約した場合、解約手当金を受け取れます。自己都合の解約であっても、掛金を12か月以上納めていれば掛金総額の8割以上が戻り、40か月以上納めていれば、掛金全額が戻ります。

年払いも可能で、12月に掛け込みで1年分前払いすれば、最大で240万円の費用を計上することができます。小規模企業共済についても前払いが可能です。



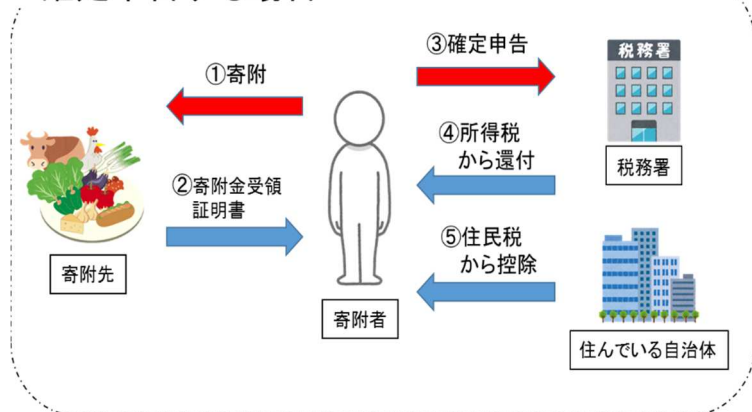
ふるさと納税

ふるさと納税とは、ふるさとや応援したい自治体に寄附ができる制度のことです。多くの自治体では地域の名産品などのお礼の品も用意されており、寄附金の「使い道」の指定もできます。自分の選んだ自治体に寄附を行うと、上限はありますが原則として2,000円を越える部分について所得税や住民税の控除が受けられます。

しかし、控除は受けられるものの、その分寄附としてお金を払っているので、節税と言えるかは微妙ですが、自己負担 2,000 円でお礼の品を受け取れるところに魅力があります。

控除を受けるためには、確定申告をするか ワンストップ特例制度の適用に関する申請が必要です。ワンストップ制度が利用できるのは 1 年間の寄附先が 5 自治体以内の場合に限られます。

確定申告する場合



ワンストップ特例制度を利用する場合



暦年贈与

最後は、贈与税についてです。

暦年贈与の場合、年間 110 万円の基礎控除があります。つまり、その年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に贈与を受けた財産の合計額が 110 万円以内であれば、贈与税は課税されません。平成 30 年分の基礎控除枠は今年の 12 月末までしか使えず、翌年への繰越しはできません。年があらたまるごとに、その基礎控除をくりかえし利用できます。また、受贈者各々に 110 万円の基礎控除枠があるので、子、孫など受贈者の数を増やすことで、贈与税をかけずに多くの生前贈与をすることができます。

【例①】

毎年110万円ずつ10年間贈与した場合

$$110\text{万円} - 110\text{万円} = 0$$

基礎控除の範囲内のため、**納税0**



【例②】

1,100万円、1年間で贈与した場合

$$(1,100\text{万円} - 110\text{万円}) \times 30\% = 90\text{万円}$$

= **贈与税: 207万円**

、ともに父から子に 1,100 万円贈与しています。長期間で基礎控除をうまく活用することにより、節税することができます。



税理士法人 昂の年末年始のお休みは、**12月29日～1月6日**です。
ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。